

# 北薩広域行政事務組合解体工事入札に係る低入札価格調査実施マニュアル

## 1 趣旨

このマニュアルは、北薩広域行政事務組合解体工事入札に係る低入札価格調査実施要領（令和5年5月 日制定。以下「要領」という。）第6条に規定する低入札価格の調査を実施する際の調査方法及び内容について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 適用対象

このマニュアルは、要領第3条第1項に規定する調査基準価格に満たない入札を行った者の調査に適用する。

## 3 調査方法

要領に定める調査は、開札の日から実施することとし、以下のとおり行う。

- (1) 調査書類の提出期限は、要領第6条第1項第1号に係る調査書類（第1号様式から第5号様式まで）については、開札日を含め3日以内（土日祝日を除く。）とし、同項第2号から第6号までの事項に係る調査書類（第6号様式から第8号様式まで）については、総務課長が指定した日までとする。
- (2) 調査書類の提出部数は2部（正副各1部）とする。
- (3) 総務課長は、調査書類の事前調査を行った後、あらかじめ指定した日に、事情聴取を行うものとする。
- (4) 事情聴取は、調査対象者の入札責任者及び配置予定技術者等に対して行うものとする。
- (5) 総務課長は、事情聴取終了後、低入札価格調査報告書を作成し、要領第7条に規定する北薩広域行政事務組合建設工事等及び物品調達等入札者指名のための資格者推薦委員会（以下「指名委員会」という。）に提出するものとする。

## 4 調査内容

要領第6条第1項に規定する調査の内容は、次のとおりとする。

### (1) その価格により入札した理由

調査対象者の入札価格で本工事（要領第2条に規定する工事をいう。以下同じ。）が安全で良質な施工が可能であるか調査を行う。また、当該入札価格で本工事が施工できる理由を、手持機械の状況、労務費、予定下請業者等の面から調査する。

### (2) 入札金額の積算内訳

入札金額の積算内訳について、次の項目の調査を行う。

ア 数量

イ 解体単価、廃棄物処理単価、労務単価及び市場単価等

ウ 下請業者を予定している場合は、当該下請業者から提出された見積書

エ 共通仮設費

オ 現場管理費

カ 一般管理費

(3) 前項の調査の結果により、必要と認められる場合は、以下のとおり調査を行うものとする。

ア 手持ち工事の状況（本工事と同種又は類似の手持ち工事の状況を確認する。）

イ 手持機械の状況（本工事で使用する機械が確保できているか確認する。手持機械が不足している場合は、調達が可能か見積書等により確認する。）

ウ 労務者の具体的供給見通し（本工事に供給する労務者の確保計画によって適切な施工が可能かを確認する。）

エ 過去に施工した公共工事名及び発注者名（過去に施工した同種・同類の公共工事の内容について確認を行う。）

#### 5 契約の内容に適合した履行がされると認められた場合の措置

指名委員会は、前条に規定する調査内容を審査後、調査対象者が契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、理事長へその旨を通知するものとする。

#### 6 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合の措置

指名委員会は、4に規定する調査内容を審査後、調査対象者が次のいずれかに該当するときは、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、当該調査対象者が失格に該当するものとして、理事長へ通知するものとする。

(1) 調査対象者が、低入札価格調査に協力しないとき、又は提出期限までに調査書類を提出しないとき。

(2) 調査対象者が提出した調査書類の不備が明白であり、事情聴取が実施できない状態であるとき。

(3) 調査対象者が、正当な理由なく事情聴取に応じないとき。

(4) 事情聴取に対し、不適正・不誠実な言動があり、正常な事情聴取が実施できないとき。

(5) 発注仕様書で定める数量、工法及び品質・規格等を満足しておらず、適切な工事の施工がなされないおそれがあるとき。

(6) 積算根拠となる資料が正しく作成されておらず、入札価格積算内訳書等の

記載内容が適正であることを確認できず、適切な工事の施工がなされないおそれがあるとき。

(7) 調査対象者が、適用を受ける法令違反又は契約上の基本事項違反等があると認められるとき。

(8) その他契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

#### 附 則

このマニュアルは、令和5年5月12日から施行し、要領を廃止したときに本マニュアルを廃止する。

# 入札価格報告書

年 月 日

北薩広域行政事務組合

理事長 様

代表者 所在地 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

当社が提出した下記工事に係る入札書に記載した入札金額の積算内容等について、下記のとおり報告します。

なお、本報告書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

1. 工事名 工事
2. 入札価格決定者（入札責任者）氏名
3. 添付書類
  - (1) 誓約書（第2号様式）
  - (2) その価格により入札した理由（第3号様式）
  - (3) 入札価格積算内訳書（第4号様式・入札時に提出済のため省略）
  - (4) 積算内訳書に対する明細書（第5号様式）
  - (5) 手持工事の状況（第6号様式）（必要に応じ提出）
  - (6) 解体機械器具調書（第7号様式）（必要に応じ提出）
  - (7) 労務者確保計画（第8号様式）（必要に応じ提出）
  - (8) 過去に施工した公共工事名等（入札参加申請時に施工実績を提出済みのため省略）
  - (9) 配置予定技術者名簿（入札参加申請時に経歴書を提出済みのため省略）

誓 約 書

年 月 日

北薩広域行政事務組合  
理事長

様

代表者 所在地

\_\_\_\_\_

商号又は名称

\_\_\_\_\_

代表者氏名

\_\_\_\_\_ 印

当社が提出した下記工事に係る入札金額は、低入札価格調査基準価格を下回っていますが、落札決定を受けた場合において、その施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、労働関係法令等を遵守するとともに、適正賃金を確保するため、次の内容について誠実に履行すること及び工事請負契約約款を遵守することを誓約します。

記

1 工事名

2 履行内容

- (1) 当社は、適正な労働環境の確保に努めるとともに、従事労働者に適正賃金を支払います。
- (2) 下請負人等との契約に当たっては、適正賃金について十分に説明を行い、適正賃金の支払の確保及び貴組合のすべての調査に協力することを承認する条件で下請契約を締結します。
- (3) 従事労働者（下請負人等に雇用されている場合も含む。）から、適正賃金の不払いについて申し出があった場合は、当社の責任において、当該労働者の賃金報告書を貴組合に提出します。また、当該労働者が当該申し出をしたことを理由に、当該労働者の解雇、下請負契約の解除その他不利益な取扱いはしません。
- (4) 貴組合が、労働基準監督署等の監督官庁に通報を行っても異議を申し立てません

※「適正賃金」の基準額は、国土交通省が定める公共工事設計労務単価とする。

第3号様式

共同企業体の名称 : ○○○○○特定建設工事共同企業体

その価格により入札した理由

# 工事費内訳書

(単位：千円)

工 種		合計	備考	
○○○○○工事	1. 直接工事費			
	①			
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			
	⑨			
	⑩			
	⑪			
	⑫			
	⑬			
	⑭			
	⑮			
	⑯			
	直接工事費 計			
	2. 共通仮設費			
	①			
②				
③				
④				
共通費 計				
3.				
工事価格				

※消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。







